

◆手続き書類の準備は大丈夫ですか？ _____

ご家族の健康保険加入 申請手続きの手引き

* 健康保険の被扶養者とは *

健康保険法で被扶養者制度を設けているのは、被保険者と生計を共にするご家族（被扶養者）についても、病気やケガに対して保険給付を行うことにより被保険者の経済的・精神的負担を軽減し、健全な生活を維持してもらおうという趣旨によるものです。

しかし、被扶養者には家族なら無条件に誰でもなれるというわけではありません。被扶養者として加入するためには、一定の要件を満たしていることが必要です。また健康保険の扶養家族は会社の扶養手当や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

健保組合は認定基準に沿って公平かつ厳正に審査したうえで被扶養者に該当するかどうかを判断します。

東京西南私鉄連合健康保険組合

担当 適用課 03 - 3462-6553

令和2年10月

《国内に居住する人》

日本国内に住所を有する人で、原則は住民票の有無で判断を行います。

ただし、渡航目的などの事情を考慮し、日本国内に生活の基盤があると認められる場合は、認定される可能性があります。

◇厚生労働省通達「被扶養者の国内居住要件等について」(令和元年11月13日保保発1113第1号)◇

日本国内に住所がない場合の例外該当事由

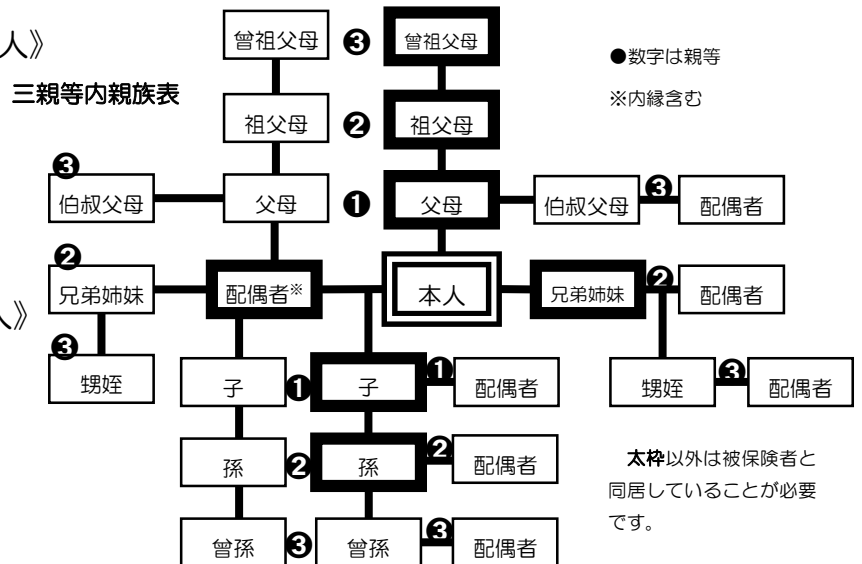
- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- (4) 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

《生計維持関係があることが条件の人》

- (1) 父母・祖父母など直系尊属
- (2) 配偶者(内縁関係を含む)
- (3) 子・孫・兄弟姉妹

《生計維持関係があることと同一の世帯に属していることが条件の人》

- (1) 上記以外の三親等内の親族
- (2) 配偶者の父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫



※「生計維持関係」とは…

日常の衣食住に関連した通常的生活費の半分程度以上を被保険者が支援し、継続的に将来に向けて維持している状態をいいます。

※「同一の世帯に属している」とは…

被保険者と住居及び家計を共同にすることであり、被保険者と同一戸籍内にあるということや、被保険者が世帯主であるということではありません。また同居していても、認定対象者に十分な収入があるなど、家計を別個にしているそれぞれが独自の生活を営んでいる場合は被扶養者になることはできません。

◇厚生労働省通達「被扶養者の範囲について」(昭和27年6月23日保文発第3533号)◇

その生計の基礎を被保険者に置き、原則として被保険者以外より生活の資を得ない者をいう。従って雇用関係その他の事由により固定収入を得ているような者は除外されるものである。

2 認定対象者の収入条件について

(1) 認定対象者の年間収入が限度額未満であること

	年間収入	1ヵ月当りの収入	失業給付受給中の 方の基本手当日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※ 「認定対象者の年間収入」とは …

直近の収入により、扶養申請時点から将来に向けて1年間の収入を推測します。
税法上の扶養家族の範囲（1月から12月までの収入）とは異なります。

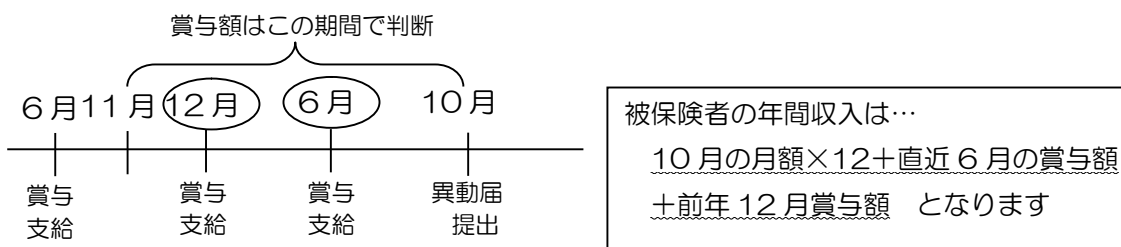
(2) 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であること

※ 「被保険者の年間収入の2分の1」とは …

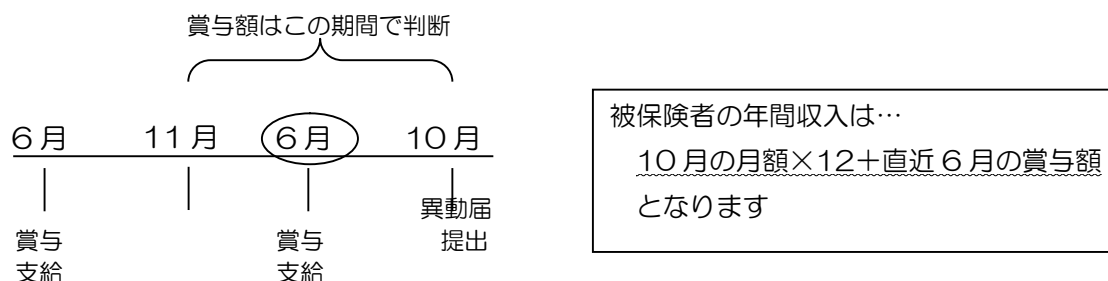
(異動届の提出月の標準報酬月額×1.2) + (前1年間の賞与額)を被保険者の年間収入額とし、
認定対象者の年間収入額が被保険者の年間収入額の2分の1未満であるかどうかを確認します。
ただし、不動産収入等の別途収入を有し、月額による判定では被保険者の方が不利となる場合は、
確定申告書等収入を証明する書類を提出していただくことにより、新たな収入判断を行います。

（別途収入とは、不動産収入や年金収入等継続性があるもののみとし、退職金、預貯金等の一時的なものは含めません）

☆ 賞与年2回（6・12月）支給の場合



☆ 通常は賞与年2回（6・12月）支給だが、前年は1回（6月）しか支給がなかった場合



- 同居の場合：認定対象者の年間収入は被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
- 別居の場合：認定対象者の年間収入は被保険者の年間収入の2分の1未満であって、被保険者が毎月継続的に仕送りを行い、認定対象者の生活費のほとんどを主として負担していること。また仕送り額を加えた収入合計額が生計可能な金額であること。

◀ 別居であっても仕送り確認書類が不要な場合 ▶

- ① 単身赴任による別居
- ② 子供が地方の大学に入学したことによる別居
- ③ 老人ホーム等の施設入所や長期入院による別居

◇ 厚生労働省通達「収入がある者についての被扶養者の認定について」

(昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号) ◇

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

☆ 収入の範囲 ☆

- (1) 勤労による収入(パート、アルバイト、内職等)
- (2) 各種年金収入(厚生年金、国民年金、各種共済年金、企業年金、障害年金、遺族年金、個人年金、恩給等)
- (3) 事業収入(自営業、農業、漁業等)
- (4) 健康保険の傷病手当金、出産手当金
- (5) 雇用保険給付金(基本手当、傷病手当、育児休業給付金等)
- (6) 不動産収入(賃貸、地代等)、利子収入(預貯金、有価証券等)、株式配当金等の収入
- (7) その他継続性のある収入(慰謝料、養育費、交通事故の賠償金、被保険者以外からの仕送り等)

※ 給与収入＝税金等控除前の総収入額(賞与・通勤交通費等を含む)

※ 年金収入＝介護保険料・個人年金の必要経費等控除前の総年金額

※ 事業収入・不動産収入＝総収入から必要経費を控除した所得金額。ただし、青色申告特別控除額は収入から控除することができません。また、従業員を雇用している場合は、他人を扶養する能力がある雇用主という立場であるため、被扶養者として認定できません。

※ 雇用保険給付金＝3,612円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は5,000円)以上の基本手当日額を受給中の場合は、被扶養者として認定できません。なお、高年齢求職者給付金等、一時金として支給されるものは収入には含めません。

※ 退職金や相続、不動産売却等による一時的な所得、預貯金は収入には含めません。

3

認定対象者を扶養せざるを得ない理由について

《16歳以上のご家族を扶養する場合》

16歳以上の方は就労可能年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合があります。このため被扶養者になるためには、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告していただくことが必要です。

《父親に収入がある場合に母親のみを扶養する場合》

夫婦は同居し、互いに協力し扶助し合う義務があり、法律にも夫婦は生活を維持する費用を分担し、日常の家事に関して生じた債務について、連帯してその責任を負うことが定められていることから、この場合、「収入がない、または少ない母親の生計維持の主体はまず収入のある父親にある」と考えられます。“父親には年金等ある程度の収入があるが母親には収入がない”または“父親よりも母親の収入が少ない”ということであれば、父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるのは当然であると考えられます。このため母親のみを被扶養者にするためには、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告していただくことが必要です。（母親に収入がある場合に父親のみを扶養する場合も同様です。）

《他に扶養できる可能性のある方がいるご家族を扶養する場合》

父母の申請において、被保険者にご兄弟姉妹がいる場合はそのご兄弟姉妹にもご両親を扶養できる可能性があると考えられるため、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告していただくことが必要です。同様に次の方等についても申告が必要です。

- 子供の申請をされる場合 ▶ あなたの配偶者等の状況
- 孫の申請をされる場合 ▶ あなたの子供等の状況
- 義父母の申請をされる場合 ▶ あなたの配偶者等の状況

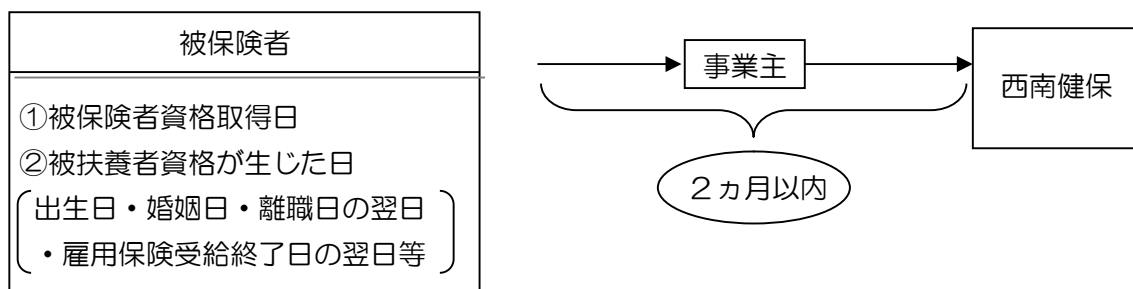
4

書類の提出日と認定日について

被扶養者資格が生じた日から5日以内の申請が原則です。

ただし、加入事業所の実情等を考慮し、

- (1) 被保険者資格取得日から2ヵ月以内に扶養申請書類を西南健保で受付受理した場合は、被保険者資格取得日が認定日となります。
- (2) 被扶養者資格が生じた日から2ヵ月以内に扶養申請書類を西南健保で受付受理した場合は、被扶養者資格が生じた日が認定日となります。



- ◆ 2ヵ月を超えて申請があった場合（出生児を除く）、または収入減少の場合（雇用変更にとまなう収入減少の場合を除く）は、原則として西南健保が扶養申請書類を受理した日が認定日となります。

被扶養者として認定された後も、その扶養状況が継続しているかどうかを定期的に確認いたします。収入状況等を確認できる書類につきましては、いつでもご提示いただけるように保管をお願いいたします。調査表と確認書類の提出がない場合は、被扶養者の資格は無効となりますのでご注意ください。

なお、資格調査で確認する収入とは、直近の収入により、調査実施時点から将来に向けて1年間の収入を推測します。税法上の範囲（1月から12月までの収入）とは異なります。

また、被保険者の出向等により事業所を変更する場合や再雇用により資格を再取得する場合、すでに認定されている被扶養者を引き続き扶養する場合、収入確認を行わずに被扶養者の資格を継続することがあります。しかし、被保険者の月額が下がったことなどにより扶養の要件を満たさなくなった場合は、必ず脱退手続きを行うようにしてください。また、資格調査にて収入確認等を行い、扶養の要件を満たしていない場合は、扶養からはずれていただくこととなります。

《扶養申請手続きの手順と注意事項》

(1) 被扶養者申請診断チャートで確認をしてください (P7)

申請をする前に、ご家族が被扶養者の加入要件を満たしているかどうかを必ず確認してください。

本来被扶養者資格のない方を認定してしまうと、不必要な医療費の負担や、国への各種拠出金の負担増につながり、健康保険組合の収支を悪化させ、最終的には保険料の値上げなど被保険者の方へ損害を与えることとなります。

(2) 扶養申請に必要な書類を用意してください

P8~P12 を参考に、申請に必要な書類を用意してください。

- 被保険者が出向等により事業所を変更する場合や再雇用等により資格を再取得する場合で、すでに認定されている被扶養者を引き続き扶養するときは証明書類、収入確認書類は不要です。
※健康保険被扶養者(異動)届、健康保険 被保険者 被扶養者(住所変更・別居・同居)申請書(該当者のみ)の提出は必要です
- 全世帯の住民票、戸籍謄本、非課税証明書等証明書類は申請日より3ヵ月以内に発行されたものを提出してください
- 必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります
- 提出された書類はお返しすることができません

(3) 申請用紙を記入してください

各申請用紙は、被保険者の勤務先より入手してください。

☆申請用紙☆

- ① 健康保険被扶養者(異動)届.....
- ② 健康保険被扶養者認定申請書①(配偶者・子の申請用).....
- ③ 健康保険被扶養者認定申請書②(配偶者・子以外の親族申請用).....
- ④ 健康保険 被保険者 被扶養者(住所変更・別居・同居)申請書.....

※ 健康保険被扶養者(異動)届は必ず提出が必要です

※ 被保険者証を必ず添付してください

※ 次の方の申請につきましては、健康保険被扶養者認定申請書に漏れが無いよう詳細にご記入下さい

- 16歳以上のご家族(高校生を除く)の申請
- 父親に収入がある場合の母親のみの申請(父親のみの申請も同様)
- 他に扶養できる可能性のある方がいるご家族の申請

例) 父母の申請をされる場合 ☛ あなたの兄弟姉妹等の状況
子供の申請をされる場合 ☛ あなたの配偶者等の状況
孫の申請をされる場合 ☛ あなたの子供等の状況
義父母の申請をされる場合 ☛ あなたの配偶者等の状況

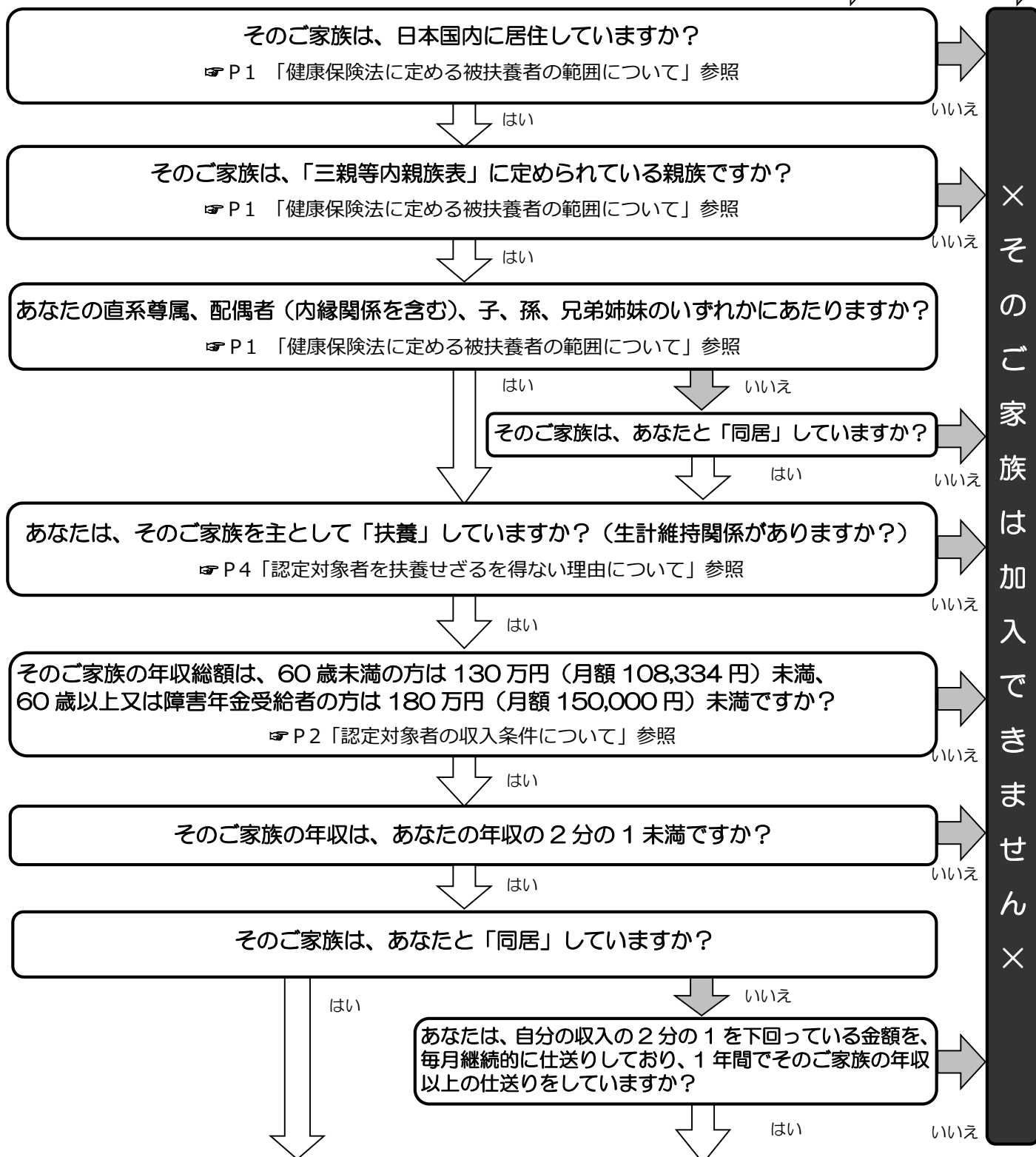
※ 健康保険 被保険者 被扶養者(住所変更・別居・同居)申請書は該当者のみ提出してください

※ 記入に不備がある場合は認定できません。記入漏れ等に十分ご注意ください

被扶養者申請診断チャート

ご家族が「被扶養者」の資格を得るためには西南健保の「認定」を受ける必要があります。「税法上は被扶養者だから」「配偶者だから」という無条件で認定されるわけではありません。はい いいえ

下記チャートにより加入要件を満たしているかどうか確認してください。



◎ そのご家族は加入できる可能性があります ◎

ご家族の方を認定するには、西南健保の認定基準の要件を満たしている必要があります。このチャートで「加入できる可能性がある」と判定されたご家族の方の生計を、「主として」支援しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力があるかどうかなどを公平かつ厳正に審査いたします。また、認定後、「資格調査」にて、その扶養状況が継続しているかどうかを定期的に確認いたします。

《配偶者》 *内縁の配偶者は(P11)《その他》へ

必ず提出するもの

*転籍・再雇用の場合は(1)のみで可

- (1) 被扶養者(異動)届
- (2) 被扶養者認定申請書①(配偶者・子の申請用)
- (3) 全世帯の住民票(写) *個人番号の記載のないもの(個人番号・本籍以外は省略不可)

婚姻にともなう扶養申請の場合に必要なもの

◎戸籍謄本(写)、婚姻届受理証明書(写)等、婚姻日の確認できるもの

添付書類(収入確認書類)	
収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ① 給与収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 *雇用契約変更に伴う収入減少の場合→「雇用契約書(写)」と1ヵ月分(満額)の「給与明細書(写)」 ② 自営業、家賃や不動産、事業収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」 ③ 年金収入がある場合(障害年金・遺族年金を含む) <ul style="list-style-type: none"> ↳直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し ④ 収入が年金収入のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳「非課税証明書(写)」と直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し
離職・廃業	<ul style="list-style-type: none"> ◆離職した場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用保険受給予定 <ul style="list-style-type: none"> ↳「離職票-1」「-2」の写しまたは「受給資格者証」の写し ② 雇用保険受給期間延長中 <ul style="list-style-type: none"> ↳「受給期間延長通知書(写)」 ③ 雇用保険加入期間不足 <ul style="list-style-type: none"> ↳「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」 *①~③で必要な書類がすぐ揃わない場合は「退職証明書(写)」で代用可 ④ 雇用保険未加入 <ul style="list-style-type: none"> ↳「退職証明書(写)」と「直近1ヵ月分の給与明細書(写)」 *雇用保険未加入の確認のため ⑤ 雇用保険受給終了 <ul style="list-style-type: none"> ↳「受給資格者証(両面)」の写し *支給終了の印字のあるもの ⑥ 雇用保険受給権放棄 <ul style="list-style-type: none"> ↳「退職証明書(写)」と「雇用保険不受給誓約書」 ◆廃業した場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳「廃業届出書(写)」
収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ① 「非課税証明書(写)」または「所得証明書(写)」 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>収入金額が“0円”と記載されているもの 0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている可能性があるため認定できません。状況に応じた別の書類をご提出ください。</p> </div>

⇒ 別居の場合は12ページへ

《子 供》 *養子縁組していない連れ子、名字の異なる子は (P11) 《その他》へ

必ず提出するもの

*転籍・再雇用の場合は(1)のみで可

- (1) 被扶養者(異動)届
- (2) 被扶養者認定申請書①(配偶者・子の申請用)
*16歳未満・高校生(全日制)で、扶養変更以外の理由による申請の場合は省略可能
- (3) 全世帯の住民票(写) *個人番号の記載のないもの(個人番号・本籍以外は省略不可)

扶養変更の場合に必要なもの

◎健康保険資格喪失証明書(写)や認定対象者の戸籍謄本(写)など、事由発生日の確認できるもの

		添付書類(収入確認書類)
16歳未満		上記書類のみ
16歳以上	(全日制)高校生	①「在学証明書(写)」 *学生証は不可 または収入確認書類〔下記「高校(全日制)以外の学生」欄の添付書類〕
	※ 高校(全日制)以外の学生 ※ 高等専門学校も含む	① 収入がない場合 → 「非課税証明書(写)」または「所得証明書(写)」 *収入金額が“0円”と記載されているもの ② 給与収入がある場合 → 「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 ③ 事業収入などがある場合 → 「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」 ④ 障害年金収入がある場合 → 直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し *収入が障害年金収入のみの場合は「非課税証明書(写)」も添付
	その他	① 収入がない場合 → 「非課税証明書(写)」または「所得証明書(写)」 収入金額が“0円”と記載されているもの 0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている可能性があるため認定できません。状況に応じた別の書類をご提出ください。 ② 給与収入がある場合 → 「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 ③ 事業収入などがある場合 → 「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」 ④ 障害年金収入がある場合 → 直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し *収入が障害年金収入のみの場合は「非課税証明書(写)」も添付 ⑤ 離職した場合 → 雇用保険受給予定 … 「離職票-1」「-2」の写しまたは「受給資格者証」の写し → 受給期間延長中 … 「受給期間延長通知書(写)」 → 加入期間不足 … 「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」 *上記書類がすぐ揃わない場合は「退職証明書(写)」で代用可 → 雇用保険未加入 … 「退職証明書(写)」と「直近1ヵ月分の給与明細書(写)」 → 受給終了 … 「受給資格者証(両面)」の写し *支給終了の印字のあるもの → 受給権放棄 … 「退職証明書(写)」と「雇用保険不受給誓約書」

⇒ 別居の場合は12ページへ

《父・母》

必ず提出するもの

*転籍・再雇用の場合は(1)のみで可

- (1) 被扶養者（異動）届
- (2) 被扶養者認定申請書②（配偶者・子以外の親族申請用）
- (3) 全世帯の住民票（写） *個人番号の記載のないもの（個人番号・本籍以外は省略不可）
- (4) 認定対象者の「戸籍謄本（写）」
 - *被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの（住民票では代用できません）
 - *片親のみの申請で、離婚・死別されている場合はその事柄が記載されているもの
- (5) 被保険者の「戸籍謄本（写）」（(4)に被保険者の記載がない場合のみ）

添付書類（収入確認書類）

収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ① 給与収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」または「給与支払証明書（写）」 *雇用契約変更に伴う収入減少の場合→「雇用契約書（写）」と1ヵ月分（満額）の「給与明細書（写）」 ② 自営業、家賃や不動産、事業収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「確定申告書（写）」および「収支内訳書（写）」 ③ 年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し ④ 収入が年金収入のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「非課税証明書（写）」と直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し
離職・廃業	<ul style="list-style-type: none"> ◆離職した場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用保険受給予定 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「離職票-1」「-2」の写しまたは「受給資格者証」の写し ② 雇用保険受給期間延長中 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「受給期間延長通知書（写）」 ③ 雇用保険加入期間不足 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「雇用保険資格喪失確認通知書（写）」 *①～③で必要な書類がすぐ揃わない場合は「退職証明書（写）」で代用可 ④ 雇用保険未加入 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「退職証明書（写）」と「直近1ヵ月分の給与明細書（写）」 *雇用保険未加入の確認のため ⑤ 雇用保険受給終了 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「受給資格者証（両面）」の写し *支給終了の印字のあるもの ⑥ 雇用保険受給権放棄 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「退職証明書（写）」と「雇用保険不受給誓約書」 ◆廃業した場合 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「廃業届出書（写）」
収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ① 「非課税証明書（写）」または「所得証明書（写）」 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>収入金額が“0円”と記載されているもの 0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている可能性があるため認定できません。状況に応じた別の書類をご提出ください。</p> </div>

⇒ 別居の場合は 12 ページへ

《その他》 *内縁の配偶者・養子縁組していない連れ子・名字の異なる子を含む

必ず提出するもの		* 転籍・再雇用の場合は(1)のみで可
	(1) 被扶養者(異動)届 (2) 被扶養者認定申請書②(配偶者・子以外の親族申請用) (3) 全世帯の住民票(写) *個人番号の記載のないもの(個人番号・本籍以外は省略不可) (4) 認定対象者の「戸籍謄本(写)」 *被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの(住民票では代用できません) *認定対象者の配偶者等の有無が確認できるもの (5) 被保険者の「戸籍謄本(写)」((4)に被保険者の記載がない場合のみ)	
添付書類(収入確認書類)		
16歳未満	上記書類のみ	
高校生 (全日制)	①「在学証明書(写)」 *学生証は不可 または収入確認書類〔下記「収入あり」・「離職・廃業」・「収入なし」欄の添付書類〕	
収入あり	① 給与収入がある場合 ↳「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 *雇用契約変更に伴う収入減少の場合→「雇用契約書(写)」と1ヵ月分(満額)の「給与明細書(写)」 ② 自営業、家賃や不動産、事業収入がある場合 ↳「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」 ③ 年金収入がある場合(障害年金・遺族年金を含む) ↳直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し ④ 収入が年金収入のみの場合 ↳「非課税証明書(写)」と直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「年金見込額照会回答票」いずれかの写し	
離職・廃業	◆離職した場合 ① 雇用保険受給予定 ↳「離職票-1」「-2」の写しまたは「受給資格者証」の写し ② 雇用保険受給期間延長中 ↳「受給期間延長通知書(写)」 ③ 雇用保険加入期間不足 ↳「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」 *①~③で必要な書類がすぐ揃わない場合は「退職証明書(写)」で代用可 ④ 雇用保険未加入 ↳「退職証明書(写)」と「直近1ヵ月分の給与明細書(写)」*雇用保険未加入の確認のため ⑤ 雇用保険受給終了 ↳「受給資格者証(両面)」の写し *支給終了の印字のあるもの ⑥ 雇用保険受給権放棄 ↳「退職証明書(写)」と「雇用保険不受給誓約書」 ◆廃業した場合 ↳「廃業届出書(写)」	
収入なし	① 「非課税証明書(写)」または「所得証明書(写)」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 収入金額が“0円”と記載されているもの 0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている可能性があるため認定できません。状況に応じた別の書類をご提出ください。 </div>	

⇒ 別居の場合は12ページへ

《別居の場合》

必ず提出するもの	
健康保険 被保険者 被扶養者（住所変更・別居・同居）申請書	
別居理由	添付書類
被保険者の単身赴任	「事業主の証明書（辞令 等）（写）」
認定対象者の通学	「在学証明書（写）」と「認定対象者の所在地が確認できる書類（全世帯の住民票、入寮証明書、賃貸借契約書 等）（写）」
認定対象者の施設入所・長期入院	「入所証明書（写）」または「入院証明書（写）」
自己都合による別居（注）	「仕送り状況がわかる書類（金融機関の振込書の控え 等）（写）」と「被保険者・認定対象者それぞれの全世帯の住民票（写）」

（注）自己都合による別居の場合、被保険者の収入の2分の1の額が仕送り限度額となります。また、認定対象者の継続的な年間収入が被保険者からの仕送り額より少なく、認定対象者の収入と被保険者からの送金を合算して年間120万円以上となる場合は、被扶養者に該当する可能性があるとして、確認を行います。この条件に当てはまらない場合は認定できません。

* 出向等により当組合内で移行する場合は「被扶養者（異動）届」、「健康保険 被保険者 被扶養者（住所変更・別居・同居）申請書（該当者のみ）」のみの提出で受付を行います（異動届には「前記号・番号」を記載してください）。

* 必要に応じて追加書類の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

* 入学を予定している方が申請する場合は、在学証明書の代わりに「入学許可証や合格通知等（写）」と「賃貸借契約書や入寮のお知らせ等（写）」をご提出ください。

《認定対象者の続柄別添付書類早見表》

続柄	認定申請書	戸籍謄本（写）（※1）	全世帯の住民票（写）（※2）	収入確認書類	備考
配偶者	○	★	○	○	★原則不要であるが、婚姻にともなう申請の場合は必要
子供	16歳未満	★	○		★原則不要であるが、扶養変更にとりなう申請の場合は必要
	16歳以上高校生（全日制）	★	○	○（※3）	
	16歳以上その他	○	○	○	
その他すべて（三親等内の親族）	○	○	○	○（※4）	内縁の配偶者、連れ子を含む

※1 戸籍謄本は申請日より3ヵ月以内のもの、認定対象者のものを取得すること。

被保険者との続柄が確認できない場合は被保険者の戸籍謄本も必要。

※2 住民票は申請日より3ヵ月以内のもの、個人番号の記載がないものを取得すること。

個人番号、本籍以外は省略不可。

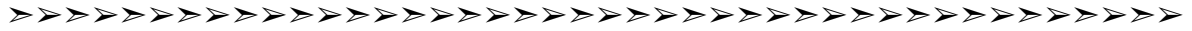
なお、日本国内に住所がない場合の例外的事由（P1参照）に該当する場合は、「被扶養者（異動）届」に記載の書類が別途必要。

※3 高校生の場合は「在学証明書」（写）を添付。学生証は不可。

※4 16歳未満、高校生の収入確認書類については、子供の取り扱いに準じる。

Q5

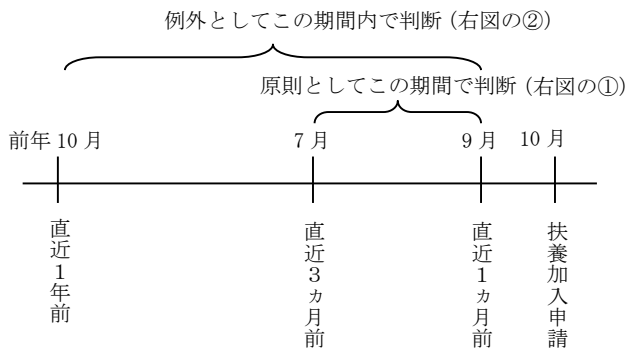
妻(38歳)はパートをしています。扶養加入にあたり、直近3ヵ月(7~9月)分の給与明細書を用意しましたが、その期間は繁忙期のため108,333円を超えている月があり、年額に直すと130万円を超えてしまいました。しかし、その他の月は給与額が少なく、年間130万円を超えることはありません。何を添付すればいいですか。



A

原則は直近3ヵ月の給与明細から判断を行います。最長過去1年に遡って収入限度内におさまっていることが確認できれば、被扶養者として認定できる可能性があります。ただし、この取扱いは同一勤務先で継続的に働いている場合に限りです。

この場合、収入確認書類として1年間の給与支払証明書(総支給額の記載があるもの)、または12ヵ月分の給与明細の写しをご提出ください。



(扶養認定例)

原則として扶養申請月の直近3ヵ月の給与額(右図の①)により年額を計算します。

$$(115,000 + 110,000 + 105,000) \times 4 = 1,320,000$$

上記の年額が130万円を超えているため、このままでは認定できません。ただし、例外として直近1年間の給与支給総額(右図の②)が130万円を超えていない場合は、給与支払証明書に基づいて、改めて計算を行います。

支給年月	基本給	交通費	支給総額
××年10月	100,000	5,000	105,000
××年11月	90,000	5,000	95,000
××年12月	95,000	5,000	100,000
〇〇年1月	85,000	5,000	90,000
〇〇年2月	65,000	5,000	70,000
〇〇年3月	75,000	5,000	80,000
〇〇年4月	70,000	5,000	75,000
〇〇年5月	95,000	5,000	100,000
〇〇年6月	75,000	5,000	80,000
〇〇年7月	110,000	5,000	① 115,000
〇〇年8月	105,000	5,000	110,000
〇〇年9月	100,000	5,000	105,000
総合計	1,065,000	60,000	② 1,125,000

上記のとおり証明いたします。

西南商事株式会社
代表取締役 西南太郎◎

Q6

妻(30歳)が正社員として働いていた勤務先でパートへの雇用変更を行い、収入が減ることになりました。扶養申請を行いたいのですが、収入確認書類として何を添付すればよいですか。



A

雇用契約書の写し(または雇用条件証明書[※])と、雇用変更後の丸1ヵ月分の給与明細の写しをご提出ください。雇用契約書の内容(給与の締日・支払日、雇用条件など)と実績で総合的に判断します。丸1ヵ月分明細の総支給額が108,334円(60歳以上は150,000円)を超える場合は、認定することができません。

～遡及日認定の提出期限について～

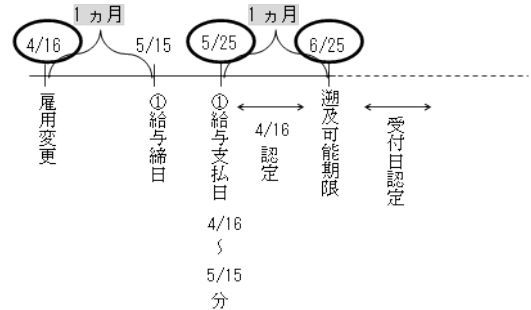
雇用変更による収入減少に伴う扶養申請の場合、給与の締日によっては、必要書類である「丸1ヵ月分の給与明細」が揃うまで時間がかかります。事由発生日(雇用変更日)に遡及可能な提出期限は、初回の満額での給与支払日から1ヵ月以内となります。

それ以降に提出があった場合は、認定日は西南健保の書類受付日となります。

例1) 雇用契約日…4/16 給与締日…毎月15日 給与支払日…当月25日払

◆4/16～5/15までの勤務分により、5/25に支給されたものが満額明細となる

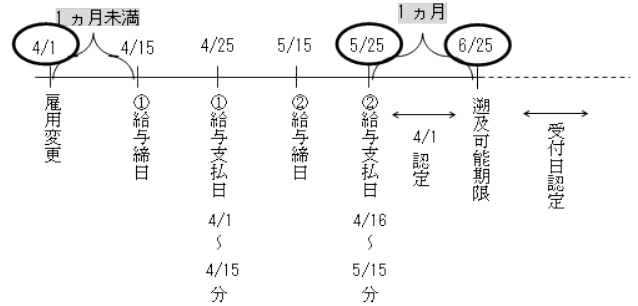
西南健保へ6/25までに提出があれば、4/16に遡及認定可能



例2) 雇用契約日…4/1 給与締日…毎月15日 給与支払日…当月25日払

◆4/16～5/15までの勤務分により、5/25に支給されたものが満額明細となる

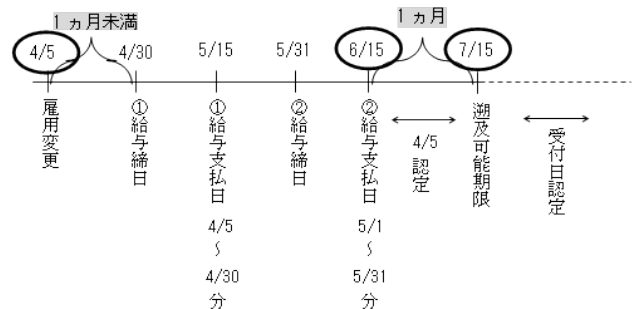
西南健保へ6/25までに提出があれば、4/1に遡及認定可能



例3) 雇用契約日…4/5 給与締日…毎月末日 給与支払日…翌月15日払

◆5/1～5/31までの勤務分により、6/15に支給されたものが満額明細となる

西南健保へ7/15までに提出があれば、4/5に遡及可能



※雇用条件証明書は、西南健保のホームページに雛形があります。必要に応じてご使用ください。トップページの「各種届出・申請方法」→「家族を被扶養者にしたいとき」→【1】又は【3】の補足・注意事項欄「パート等による収入証明書類」の中に掲載しています。

Q7

妻は身体障害者2級の認定を受けています。年間収入は障害年金と給与収入をあわせて170万円になりますが、被扶養者にできますか。



A

障害者であっても収入の確認をします。「年金振込通知書(写)」と「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」をご提出ください。年間収入が180万円未満で、被保険者の収入の2分の1未満であれば被扶養者として認定できる可能性があります。ただし、障害年金を受給していない方の限度額は130万円未満となります。

Q8

妻が会社を辞めました。退職までの収入額は300万円になります。今後、無収入になりますので被扶養者にできますか。また扶養認定日はいつになりますか。



A

退職された方の場合、退職するまでの給与および退職金は収入に含めません。退職後、雇用保険(失業給付)を受給するまでの間、無収入の状態であれば、被扶養者として認定することができる可能性があります。ただし、雇用保険(失業給付)の基本手当日額が3,612円(60歳以上または障害年金受給者の方は5,000円)以上の場合、受給期間中は脱退していただくことになります。また扶養認定日につきましては、ご質問のケースでは、退職日の翌日(被扶養者資格が生じた日)から2ヵ月以内に、届出を西南健保で受付した場合は、退職日の翌日が認定日となります。

Q9

妻が退職したため扶養加入の申請を行いたいのですが、資格喪失後も健康保険の傷病手当金を受給しています。傷病手当金は収入に含めますか。また、どのような書類が必要ですか。



A

継続的な収入となるため、収入に含めます。傷病手当金日額が3,612円(60歳以上または障害年金受給者の方は5,000円)以上の場合、受給期間中は脱退していただくことになります。申請されるときは、添付書類として健康保険組合等で発行する「給付金決定通知書(写)」等、受給期間および受給額が確認できるものをご提出ください。

Q10

妻が家賃収入を得ていたアパートを売却したため、無収入となりました。被扶養者にできますか。また、どのような書類が必要ですか。



A

不動産の売却益は収入には含めませんので、被扶養者として認定できる可能性があります。申請されるときは、添付書類として「土地建物等登記簿謄本(写)」または「登記事項証明書(写)」と、収入が減少したことが確認できる書類として「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」等をご提出ください。

Q11

妻は株の売却により収入を得ましたが、売却による譲渡益は被扶養者認定における収入に含めますか。



A 一時的な収入であれば、含める必要はありません。申請されるときは、添付書類として「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」をご提出ください。

Q12

妻は個人年金を受給していますが、被扶養者認定における収入に含めますか。



A 個人年金も公的年金と同様の取扱いとなりますので、被扶養者認定において収入とみなします。支払決定通知書等の写しをご提出ください。

Q13

妻はバイオリン奏者として演奏活動を行っています。扶養加入の申請を行うにあたり、どのような書類が必要ですか。



A 添付書類として「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」をご提出ください。所得金額で認定可能な範囲であるか判断します。

Q14

外国籍の方と結婚し日本国内で生活をします。無職ですが、1月1日現在日本に住民登録がないため、非課税証明書が取れません。どのような書類を添付すれば良いですか。



A 在留カードの写しをご提出ください。許可年月日から非課税証明書が取れないことを確認します。なお、働いている場合は、直近3ヵ月分の給与明細書等の収入確認書類が必要です。事由発生日(婚姻)の証明としては、「戸籍謄本(全部事項証明書)(写)」または「母国の婚姻証明書(翻訳および翻訳者の署名が必要)(写)」等をご提出ください。

Q15

両親(実父母)と同居しています。父は 67 才で無職ですが年金収入が 240 万円あり、その他の収入はありません。母は 62 才で無職無収入です。両親を被扶養者にできますか。



A

父親については収入限度額の 180 万円を超えているため被扶養者として認定することはできません。母親については無収入のため、認定対象者として扶養申請を行うことができます。ただし通常、収入のない母親の生計維持の主体はまず収入のある父親にあると考えられるため、被保険者が主として母親の生活費のほとんどを援助しなければならない状態にあるということ、主として被保険者により生計を維持されているということを申告していただく必要があります。限度額以内であれば必ずしも被扶養者として認定できるということではありません。

Q16

別居している両親を被扶養者にできますか。父親には年金収入が月 10 万円あり、母親には月 3 万円のパート収入があります。私は月 8 万円の仕送りをしています。私の標準報酬月額が 18 万円で、賞与はありません。



A

別居するご家族が複数いる場合、ご家族の収入は合算せずそれぞれの収入額で、まずは下記①②③のすべてに該当していることを確認いたします。事例の場合、仕送り額よりも父親の収入が高く、主として被保険者により生計を維持されているとは認められないため、父親を被扶養者として認定することはできません。母親については、下記②および③のいずれにも該当しているため、母親のみ被扶養者として認定できる可能性があります。

～申請するご家族が複数名いる場合の仕送り額について～

- ① 年間収入が一番高い方の収入 < 仕送り額 < 被保険者の収入の1/2
- ② ①以外の方の収入 < 仕送り額 < 被保険者の収入の1/2
- ③ 年間収入が一番低い方の収入 + 仕送り額 > 年間 120 万円(目安)

※①②③のすべてに該当すれば、申請された方全員を認定できる可能性があります。
※①に該当しなかった場合、③に該当していれば、それぞれの方について②に該当していることを確認いたします。

例)

- ① 父親の収入 < 仕送り額 < 被保険者の収入の1/2
(月 10 万円) > (月 8 万円) < (月 9 万円)
- ② 母親の収入 < 仕送り額 < 被保険者の収入の1/2
(月 3 万円) < (月 8 万円) < (月 9 万円)
- ③ 母親の収入 + 仕送り額 > 年間 120 万円(目安)
(月 3 万円) + (月 8 万円) > (月 10 万円)

Q17

息子が奨学金を受給しています。被扶養者として認定できますか。



A

奨学金は、入学金や授業料など、学校に通うのに必要な費用を支給または貸与してもらう制度であることから、原則、収入には含めませんので、被扶養者として認定できる可能性があります。

ただし、司法修習奨学金については、修習資金の目的と貸与額からも、その貸与を受けている司法修習生がそれ以外の者の収入により生計を維持されているとは言い難く、被保険者との関連における生活の実態からも、被扶養者として認定できません。

Q18

娘がワーキングホリデーで海外に行っており、現在日本に住所を有しない状態です。被扶養者として認定できますか。



A

ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められており、認定できる可能性があります。収入確認書類にあたるものとしては、認定対象者の査証(ビザ)の写しをご提出ください。外国語で作成されている場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を併せてご提出ください。また、認定対象者の住民票の除票の写しをご提出ください。

Q19

任意継続被保険者が被扶養者の申請をする場合の取扱いについて教えてください。



A

会社を退職してから加入する任意継続被保険者につきましては、給与という継続的な収入がありませんので、任意継続に加入した時(退職時)の月額を「みなし月額」として年間収入を推計し、収入要件の判定を行います。ただし、月額による判定では被保険者が不利となる場合には、確定申告書・年金振込通知書等の収入を証明する書類をご提出いただくことにより、新たな収入で判定を行います。

なお、任意継続加入時にすでに認定されている被扶養者を引き続き扶養する場合は、収入確認を行わずに被扶養者の資格を継続いたしますが、就職や収入の増加等、被扶養者の要件に該当しなくなった場合は、必ず脱退の届出を行ってください。